

市町村等への意見照会及びパブリックコメントへの対応について

資料2-2

1 市町村等への意見照会結果

No	該当施策等	ページ	意見	対応
1	目次		「子供」、「子ども」、「こども」の表記について、注釈を加えていただきたい。	御意見を踏まえ、以下のとおり目次に注記を加えます。 ※ 「こども」表記について 国の「こども」表記の判断基準を踏まえ、法令に根拠がある語や固有名詞に用いる場合などを除き、原則として「こども」と表記します。
2	第2章 III (2) 社会福祉協議会	20	県社会福祉協議会について、「～県全体の地域福祉推進のために重要な役割を果たすことが期待されます。」と記載されているが、現状、地域福祉推進の役割を担っていないかのように伝わるため、修正してはどうか。	御意見を踏まえ、下線部を追記・修正します。 ○ そのような中、社会福祉法第110条第1項により、広域的な見地から地域福祉を推進する団体として位置づけられている千葉県社会福祉協議会（県社協）は、県内の幅広い関係者との連携と協働のもとに、様々な福祉課題の解決と福祉人材の確保・育成などに取り組んでおり、県全体の地域福祉推進のために、より一層重要な役割を果たすことが期待されます。
3	第3章 2 (5) ひきこもりの状態にある人の状況	39	内閣府が令和4年度に実施した、「こども・若者の意識と生活に関する調査」に関する報告書が、令和5年3月に公表されているため、ひきこもりに関する状況等の数値を更新してはどうか。	御意見を踏まえ、ひきこもりの状態にある人の状況について、以下のとおり追記・修正しました。併せて関連する表も追加しました。 ○ 内閣府が2022年度（令和4年度）に実施した「こども・若者の意識と生活に関する調査」では、ひきこもり状態にある人は、満15歳から満39歳までの人で2.05%、満40歳から満64歳までの人で2.02%、全国で約146万人いると推計されています。（表1）
4	第4章 I 2 福祉教育の推進	98	福祉教育は、学校における福祉教育と地域における福祉教育の両方が合わさって推進されているため、福祉教育推進校の取組について記載してはどうか。	御意見を踏まえ、以下のとおり「県の主な取組・支援」を追記します。 ○ 福祉教育推進校の指定 小学校、中学校及び高等学校を対象に福祉教育推進校を指定、併せて県社会福祉協議会より指定校所在の地区社会福祉協議会等を福祉教育推進団体として指定し、学校と地域が連携することにより、県の福祉教育を推進していきます。
5	第4章 III 1 (2) 介護等の各分野における人材の確保・育成・定着対策の推進	122	介護福祉士修学資金等貸付事業について、保育士修学資金貸付事業に関する記載と同様に「県の主な取組・支援」に追加してはどうか。	御意見を踏まえ、以下のとおり「県の主な取組・支援」を追記します。 ○ 介護福祉士等の確保・育成 離職した介護職員等が再就職する際の就職準備金や介護福祉士等養成施設の学生に対する修学資金などの貸付を実施します。

No	該当施策等	ページ	意見	対応
6	第4章 III 1 (2) 介護等の各分野における人材の確保・育成・定着対策の推進	123	「県の主な取組・支援」の「保育士等の確保・育成、保育士の処遇改善」について、「保育士養成施設の学生に対する就学資金などの貸付を～」と記載されているが、修学資金という表記の方が適切ではないか。	御意見のとおりですので、以下のとおり「県の主な取組・支援」の下線部を修正します。 ○ 保育士等の確保・育成、保育士の処遇改善 潜在保育士が再就職する際の就職準備金や保育士養成施設の学生に対する修学資金などの貸付を実施します。 保育士の確保・定着対策を一層推進し、県内の保育環境の改善を図るため、民間保育所の保育士の処遇（給与）改善を実施します。
7	第4章 IV 1 (2) 重層的支援体制整備構築の支援	136 ・ 137	重層的支援体制整備事業（重層事業）を実施する市町村においては、近年の災害の発生状況、新型コロナウイルス感染症など感染症の流行等の緊急事態への対応を想定した体制構築を行う必要があるため、その対応・対策等についての記載が必要と考えるがどうか。	御意見を踏まえ、「現状と課題」、「具体的な取組」、「県の主な取組・支援」を以下のとおり追記します。 「現状と課題」 ○ 重層事業を実施する市町村においては、近年の災害の発生状況や、新型コロナウイルス感染症などの感染症の流行等の緊急事態への対応を想定して体制構築を行う必要があります。 「具体的な取組」 ○ 重層事業その他地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制は、災害等の影響によって発生する多様な支援ニーズに対しても有効であることから、分野横断の支援関係機関によるネットワークの中で、柔軟な対応が可能となるよう、市町村を支援します。 「県の主な取組・支援」 ○ 重層的支援体制構築のための市町村支援 各市町村の包括的な支援体制整備の後方支援に必要な経費の国への要求及び、市町村における包括的な支援体制の構築に向けた研修を実施しています。 <u>また、会議や研修会等を通じて、災害や感染症その他緊急事態の発生時の支援体制について、予め議論し、体制を構築するよう、周知や助言等をしていきます。</u>

No	該当施策等	ページ	意見	対応
8	第4章 IV 2 (2) 高齢・障害、子ども・子育て、生活困窮者等の分野ごとの対策の推進	150	犯罪被害者等への福祉的な支援については、令和3年4月に策定された千葉県犯罪被害者等支援推進計画と連携して取り組む必要があると考えるがどうか。	御意見を踏まえ、「県の主な取組・支援」に以下のとおり追記します。 ○ 犯罪被害者等支援の推進 「千葉県犯罪被害者等支援推進計画」に基づき、犯罪被害者等の状況に応じた適切な支援を迅速かつ途切れることなく継続していくために、犯罪被害者支援コーディネーターを配置し、県、市町村、民間支援団体、弁護士会等の関係機関との連携に努めます。 また、犯罪被害者等に対し、千葉県犯罪被害者等見舞金制度による経済的負担の軽減や無料法律相談実施による相談支援の充実を図ります。
9	第4章 V 1 (2) 権利擁護体制の推進	160	【具体的な取組】〔イ 日常生活自立支援事業の推進〕の2項目について、日常生活自立支援事業は、市町村社会福祉協議会と利用者との2者契約であること、また、生活支援員等による定期的な見守り等の支援は「日常生活自立支援事業」に含まれているものであることなどから、表現を修正いただきたい。	御意見を踏まえ、「具体的な取組」の内容について、以下のとおり修正します。 〔イ 日常生活自立支援事業の推進〕 ○ 市町村社会福祉協議会は、県社会福祉協議会から委託を受け、「日常生活自立支援事業」を実施し、生活支援員等による定期的な見守り等の支援及び福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理・保全等を行うことで、高齢者や障害者が安心して自立した地域生活を送るために必要な支援をしています。
10	第4章 V 1 (2) 権利擁護体制の推進	160 ・ 206	国が定めた第二期成年後見制度利用促進基本計画（以下「第二期計画」）を踏まえ、その具体的な取組・方針を追加してはどうか。	御意見を踏まえ、「県の主な取組・支援」の内容について下線部を追記、修正します。また、施策ごとの達成目標として、「中核機関整備市町村数」を追加することとしました。 ○ 成年後見制度の推進 市町村における体制整備をはじめとした取組が進むよう、市町村職員などを対象とした地域連携ネットワーク及び中核機関の設置を促進するための研修会や成年後見制度利用促進のための会議を開催します。 また、これらの研修会や会議を通して体制整備の検討を始めた市町村に対し、必要な助言等を行うため、アドバイザーを派遣します。

No	該当施策等	ページ	意見	対応
11	第4章 VI2 (1) 広域的な市町村支援	177	総務省「自治体戦略2040構想研究会」第二次報告において、地方圏の圏域マネジメントの必要性が指摘されているため、圏域単位での取組の視点をもって地域生活課題に取り込むことについて記載してはどうか。	御意見を踏まえ、「現状と課題」、「具体的な取組」を以下のとおり追記します。 「現状と課題」 ○ 今後、人口減少が見込まれる中、市町村では、市町村単位を超えて広域的に課題へ取り組む必要性が指摘されています。 「具体的な取組」 ○ 地域共生社会の実現に向けて、本計画や他の個別計画に基づき、広域的な地域福祉の推進に取り組むとともに、地域の実情に応じた市町村の包括的な支援体制の整備を進めるため、市町村間や支援関係機関間の情報共有、市町村への技術的助言など必要な支援を行います。
12	第7章 2 (2) 施策ごとの達成目標	203	施策ごとの達成目標【Ⅱの柱 持続可能な「支え合い、つながる」地域づくり】の基本方策〔地域福祉の場、拠点づくりの促進〕に係る指標の「小域地域福祉フォーラムの設置数」について、目標値としては高く、現状を踏まえた数値目標となっているか再度検討していただきたい。	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う、コミュニティ活動の制約などより、「小域地域福祉フォーラムの設置数」は伸びていない状況となっています。 令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症は、感染症法上の位置づけが「5類感染症」に変更され、同感染症の感染拡大時に比べ、様々な広報活動や設置に向けた取組の展開が可能となることから、数値目標の変更は行わないものとします。
13	第7章 2 (2) 施策ごとの達成目標	205	施策ごとの達成目標【Ⅲの柱 多様な福祉の担い手づくり】の基本方策〔福祉人材の確保・育成・定着に向けた総合的な対策〕に係る指標について、障害分野や保育分野の指標を追加してはどうか。	御意見を踏まえ、基本方策〔福祉人材の確保・育成・定着に向けた総合的な対策〕に係る指標を以下のとおり追加します。 障害分野：「ピアサポートの活動への参加人数」 保育分野：「県内指定保育士養成施設卒業生の県内保育所等への就職率」

2 パブリックコメントの実施結果

No	該当施策等	ページ	意見	対応
1	その他		<p>人権侵害と言えるかどうかはわかりませんが、精神障害当事者の家族で、精神障害当事者を見下げている人達がいる、非常に困っています。公的な会議の場で、当事者の目の前で、「当事者は何もできない。」とか、「ピアサポーターは仕事ができない。」とか、「当事者が社会を変えた例を知らない。」等と大声で発言し、自分達の主張を押し通そうとするので、専門家も何もできません。一人の家族が発言すると、他の家族も同調するので、収拾がつかなくなります。当事者だけでなく、専門家も押さえつけられてしまい、精神保健福祉関係の会議は家族の独壇場です。いつ机がひっくり返ってもおかしくない会議に思えます。市町村は、精神保健福祉士の資格を有する職員が少なく、知識や経験の不足で打開策を探れないのか、家族ファーストを許しがちで、家族の暴走を止められません。本来は当事者ファーストが基本ではないですか？県が家族教室を強化したり、市町村に応援職員を派遣したり、当事者組織結成を後押しする等、もっと当事者に寄り添った施策が展開されるべきです。せっかくピアサポーターが育っても、当事者組織が結成されても、こんな人達に潰されてはたまりません。特定の地域ばかりの問題ではないようですので、早急に対策を講じなければ、県全体に悪影響を及ぼしますし、県庁内で開催されている会議でも、同様の問題が起きていないか、心配です。こういう問題は、特定の個人が対象ではないため、どこにも相談できず、解決を図れません。一般県民への啓発も大事ですが、家族への啓発が最優先です。残念ながら、現状では「最も当事者を理解していないのは家族」と言わざるを得ません。</p>	<p>様々な課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域福祉活動を推進するとともに、県が主催する会議等においても、精神障害を抱える当事者の気持ちに最大限配慮した議論が行われるよう努めてまいります。</p>
2	その他		<p>東京2020パラリンピック競技大会の変なレガシーを残さないでいただきたいです。パラスポーツの行事に参加した人から、「障害者のことがよくわかりました。」と言われることがあります、正直腑に落ちません。外見からわかりやすい障害ばかりがクローズアップされている傾向を強く感じます。パラリンピックは聴覚障害者と精神障害者が除外されています。聴覚障害者にはデフリンピックがありますが、精神障害者にはそのレベルのスポーツ大会はありません。ですから、精神障害者の中には、「パラスポーツ」という言葉自体に抵抗を持っている人もいます。別の言い方はできないものでしょうか？もちろん、精神障害者の中にも、スポーツ好きな人はいます。パラリンピックやデフリンピックには及びませんが、全国障害者スポーツ大会等、精神障害者が出場できるスポーツ大会もあるのですから、そういう大会のアピールも積極的にしていただきたいですし、是非福祉教育の中でも、その旨触れていただきたいです。</p>	<p>パラスポーツは障害のある人のために考えられたスポーツである一方、障害のあるなしに関係なく誰もが取り組めるスポーツについて広く表す言葉となります。</p> <p>また、日本パラスポーツ協会では令和4年3月に「障害者スポーツ」という言葉から連想される福祉やリハビリのイメージを変えようと「障害者スポーツ」から「パラスポーツ」に名称変更を行いました。</p> <p>県としては東京2020パラリンピックをきっかけに、たくさんの県民の方にパラスポーツを知っていただいたことから、引き続き、パラスポーツの認知度向上や様々な障害への理解を促進し、共生社会の実現に向け努めてまいります。</p> <p>精神障害のある方が出場できる県内最大の障害者スポーツ大会、「千葉県障害者スポーツ大会」及び、全国的な祭典である「全国障害者スポーツ大会」については、引き続き、障害のある方の参加を促進するとともに県民への周知・理解に努めてまいります。</p> <p>また、学校においても様々な教育活動を通じて、障害者理解の促進について努めてまいります。</p>

No	該当施策等	ページ	意見	対応
3	その他		<p>介護人材・障害福祉人材を確保したいのなら、ピアヘルパーを養成し、活用するのも一つの方法です。障害者だからといって、常にケアされる側ではありません。高齢障害者・重度障害者のケアを、障害者自身が担ってもいいはず。ピアヘルパーが養成・活用されれば、障害者の就労の機会も増えるので、一石二鳥ではないでしょうか？県内各地で、ピアヘルパーの養成研修が開催され、雇用する事業所が増えることを期待します。ピアヘルパーの養成研修やピアヘルパーを雇用する事業所には、何らかの助成金が用意される必要性を強く感じます。また、ピアヘルパーの養成・活用のノウハウも、先進例から伝授されるように努めなければならないと思います。</p>	<p>県では、自ら障害や疾病の経験を持ち、その経験を活かしながら、他の障害や疾病のある障害者の支援を行うピアサポーター及びピアサポーターの活用方法等を理解した障害福祉サービス事業所等の管理者等の養成を行うため、障害者ピアサポート研修を実施しています。</p>
4	その他		<p>「人権問題研修会支援事業 担当講師」に、精神障害者の有名人も加えていただきたいです。一般の精神障害者が地域のイベントで体験談を話しても、一部の特別な人と見られがちで、誰にでも精神障害者になる可能性があり得るのに、それが理解されません。県の仲介で、相場より安い講師料で、このような方々の講演会が開催できるようになるのを期待しています。対面での講演だけでなく、zoomでの講演や、ご本人が直接講演するのが難しい場合にはビデオメッセージをお寄せいただく方法等が考えられます。一般県民への啓発はもちろん、県内各地の精神障害者にとってはロールモデルにもなりますし、リカバリーにもつながっていきますので、是非ご検討をお願いいたします。</p>	<p>県では、人権問題研修会支援事業の講師登録に当たり、人権分野に専門的な知識を有しており、講師等として経験がある方などに講師の登録をお願いしております。 講師登録に当たり、御意見を今後の参考とさせていただきます。</p>
5	その他		<p>ひきこもりの状態にある人は、必ずしも障害者とは言えないのですから、障害者福祉の部署だけで支援するには、限界があるはず。正真正銘の障害者への支援がおろそかになっても困ります。県庁内に「ひきこもり支援課」等、名称はともかく、ひきこもりの状態にある人を専門に支援する部署を、是非創設してください。</p>	<p>県では、ひきこもり状態にある方の支援に関して、庁内の関係課（雇用、福祉、生活困窮、児童、精神保健等）が連携し、取り組んでおります。引き続き、よりよい支援の体制を検討してまいります。</p>
6	その他		<p>DWATについての周知が足りないと思います。市民防災訓練に参加しても、全然広報されていません。市町村の福祉関係の会議で、災害時のことが議論されていても、誰も口に出しません。せっかく結成されたのですから、知ってもらい、万一の時は利用されないと、もったいないです。知的障害者や外国人にも伝わるよう、チラシのわかりやすいバージョンも配布する等、もっと積極的に広報する必要性を感じます。</p>	<p>DWATチラシの内容については、要配慮者の方にとっても分かりやすい内容となるよう、御意見を今後の参考とさせていただきます。またDWATについてより広く県民に知っていただけるよう、引き続き、防災訓練等において周知広報活動を進めてまいります。</p>

No	該当施策等	ページ	意見	対応
7	その他		<p>まだまだ福祉系国家資格を取得できる国立大学は限られていて、昭和の時代とさほど変わっていません。いわゆる私学頼みの状態が続いていますが、私学は学費が高く、入学したくても手の届かない人もいます。奨学金は借金ですから、利用できたとしても、返済が大変です。こんな中で福祉人材を増やすのは無理ですが、人材は育てなければ増えません。国が動かないなら、県が動くしか、方法はありません。福祉系の県立大学または県立専門学校を創設し、福祉人材を育てましょう。ゼロからキャンパスを建てなくても、小・中・高の空き教室を有効活用すればいいんです。思い切って、夜間や通信のコースのみの、社会人専用の人材育成の場としても、良いのではないのでしょうか？まずは地域を指定し、試験的に1クラスから始めてみていただきたいです。</p>	<p>現在県内には専門学校や大学等の介護福祉士等養成校が10校あるほか、複数の県立高校に福祉系の資格が取得できる福祉科や福祉系コースが設置され、福祉人材の育成が行われています。また、千葉県社会福祉協議会では、一定期間県内で介護の業務等に従事することで返済が免除される介護福祉士等修学資金の貸付等、福祉系の資格取得を目指す方々の支援を行っているところです。今後も喫緊の課題である福祉人材の確保に向けて、取組を実施してまいります。</p>
8	その他		<p>インクルーシブ教育と言うなら、高等教育段階でも同じだと思います。障害学生支援が積極的に行われなければなりません。特に、高等教育機関在学中に、人生の途中で障害者となった学生への支援が不十分です。障害者になったからといって、卒業や資格取得への道が閉ざされることのないよう、私学助成金等が障害学生のために十二分に使われ、専任の障害学生支援コーディネーター等の必要な人員配置だけでなく、キャンパスダイケアのようなハード面もしっかり整備されるよう、県が高等教育機関をチェックする体制が不可欠です。また、場合によっては、アメリカのADAディレクターのような立場の専門家を、県から高等教育機関に派遣できるようにもしていただきたいです。</p>	<p>高等教育機関に対する指導等は、文部科学省において実施しているところです。</p> <p>なお、障害のある人が各ライフステージを通じて適切な支援を受けられるよう、福祉や教育、雇用等の各分野の有機的な連携の下、施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行ってまいります。</p>